

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 3 年 9 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 28 日

岐阜県監査委員	水	野	吉	近
岐阜県監査委員	長	屋	光	征
岐阜県監査委員	鈴	土		靖
岐阜県監査委員	長	縄	直	子
岐阜県監査委員	南		圭	一

## 財務監査及び行政監査の結果

令和3年10月28日

### 1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
（同条第4項の規定による定期監査として実施）
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象年度

原則として、令和2年度を対象とした。

#### (2) 対象機関

知事部局                    212 機関のうち、27 機関  
 教育委員会                98 機関のうち、13 機関  
 公安委員会                59 機関のうち、13 機関  
 その他（上記以外）13 機関のうち、2 機関                    計 382 機関のうち、55 機関（表1参照）

### 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

### 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のため、実地監査の一部はオンラインにより実施した。

### 5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり14機関において11件の指摘事項、5件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総務部	財政課	9月3日	実地	—	—	—	8月6日（実地）
2		税務課	9月2日	実地	—	—	—	8月3日（実地）
3		総務事務センター	9月1日	実地	—	—	—	7月29日（実地）
4		職員研修所	9月10日	オンライン	—	—	—	6月17日（書面）
5	環境生活部	県民生活相談センター	9月10日	オンライン	—	—	—	6月18日（書面）
6		文化財保護センター	9月24日	書面	—	—	—	6月7日（書面）
7	健康福祉部	感染症対策推進課	9月2日	書面	2	—	—	8月4日（実地）
8		感染症対策調整課	9月2日	書面	—	—	—	7月28日（実地）
9		高齢福祉課	9月1日	実地	—	—	—	8月4日（実地）
10		関保健所 郡上センター	9月24日	書面	—	—	—	6月11日（書面）
11		精神保健福祉センター	9月24日	書面	—	—	—	6月11日（書面）

12	健康福祉部	知的障害者更生相談所	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
13		発達障害者支援センター	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
14	商工労働部	観光企画課	9月2日	実地	—	—	—	8月5日(書面)
15		観光資源活用課	9月2日	実地	—	—	—	8月2日(書面)
16		観光誘客推進課	9月2日	実地	—	—	—	8月4日(書面)
17		セラミックス研究所	9月24日	書面	—	—	—	6月2日(書面)
18		旅券センター	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
19	農政部	岐阜農林事務所	9月10日	視察	2	—	—	6月24日(実地)
20		東濃農林事務所	9月13日	視察	—	—	—	6月17日(書面)
21	林政部	森林研究所	9月22日	視察	—	—	—	6月21日(実地)
22		森林文化アカデミー	9月22日	視察	1	—	—	6月22日(実地)
23	県土整備部	河川課	9月2日	実地	—	—	—	8月5日(実地)
24		砂防課	9月1日	実地	—	—	—	8月5日(実地)
25		美濃土木事務所	9月28日	視察	—	—	—	6月28日～29日(実地)
26		犀川管理事務所	9月2日	実地	—	—	—	8月5日(実地)
27	県事務所	東濃県事務所	9月13日	視察	1	—	—	6月14日(書面)
28	教育委員会	岐阜商業高等学校	9月24日	書面	—	1	—	6月11日(書面)
29		各務原高等学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
30		岐阜農林高等学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
31		武義高等学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
32		関高等学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
33		多治見北高等学校	9月14日	視察	—	1	—	6月14日(書面)
34		多治見工業高等学校	9月14日	視察	—	—	—	6月15日(書面)
35		土岐紅陵高等学校	9月14日	視察	—	—	—	6月15日(書面)
36		中津川工業高等学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
37		東濃フロンティア高等学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
38		岐阜盲学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
39		大垣特別支援学校	9月24日	書面	—	1	—	6月11日(書面)
40		下呂特別支援学校	9月24日	書面	—	—	—	6月11日(書面)
41	公安委員会	刑事総務課	9月2日	実地	—	—	—	7月27日(実地)
42		捜査第一課	9月2日	実地	1	—	—	7月2日(書面)
43		捜査第二課	9月2日	実地	—	—	—	7月27日(実地)
44		捜査第三課	9月2日	実地	—	—	—	7月2日(書面)
45		組織犯罪対策課	9月2日	実地	1	—	—	7月29日(実地)
46		国際捜査課	9月2日	実地	—	—	—	7月27日(実地)
47		鑑識課	9月2日	実地	—	—	—	7月29日(実地)
48		科学捜査研究所	9月2日	実地	—	—	—	7月30日(実地)
49		機動捜査隊	9月2日	実地	1	—	—	7月2日(書面)
50		岐阜中警察署	9月24日	書面	—	1	—	6月11日(書面)
51		郡上警察署	9月24日	書面	1	—	—	6月11日(書面)
52		可児警察署	9月24日	書面	1	—	—	6月11日(書面)
53		下呂警察署	9月24日	書面	—	1	—	6月11日(書面)
54	その他	議会事務局	9月1日	実地	—	—	—	8月3日(実地)
55		選挙管理委員会東濃地方事務局	9月13日	視察	—	—	—	6月14日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 14機関				11件	5件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
感染症対策推進課	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、修繕料420,167円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料175,692円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜農林事務所	指摘事項	公務中の 2 件の交通事故について、損害賠償金として 2,569,560円の費用負担が発生するとともに、修繕料7,040円が支払われ、公用車が 1 台廃車（評価額620,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、修繕料54,890円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
森林文化アカデミー	指摘事項	公務のため鍬で土を掘り起こした際、石が飛散したことにより車両を損傷させた 1 件の毀損事故について、損害賠償金として15,400円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃県事務所	指摘事項	公務中の 2 件の交通事故について、修繕料228,096円（うち相手方負担分40,118円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜商業高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料35,200円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見北高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた 2 件の毀損事故について、修繕料103,400円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、使用不能（取得価格69,332円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第一課	指摘事項	公務中の 2 件の交通事故について、損害賠償金として 714,240円の費用負担が発生するとともに、修繕料95,656円（うち相手方負担分46,169円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

組織犯罪対策課	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として83,301円の費用負担が発生するとともに、修繕料299,596円（うち相手方負担分17,866円）が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
機動捜査隊	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料93,698円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜中警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料58,161円（うち相手方負担分49,436円）が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
郡上警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として486,750円の費用負担が発生するとともに、修繕料775,947円（うち相手方負担分671,622円）が支払われて いたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
可児警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として109,458円の費用負担が発生していたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
下呂警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料95,480円が支払われていたの で、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。